

令和3年11月

各団体代表者様

大阪府内大学等就職問題連絡協議会

大学等卒業予定者の公正な採用選考に向けたお願い

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、大学等卒業予定者の就職につきまして、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会は、大阪府内の国公立大学、短期大学、高等専門学校が、集まり、学生の就職に際しての差別的取扱いの解消を図ることを目的として、昭和56年5月に発足し、その活動を続けてきたところです。

職業選択の自由、即ち就職の機会均等は、侵すことのできない基本的人権として日本国憲法にも保障されているところであり、貴団体におかれましても公正な採用選考制度の確立に向けて、会員企業への助言・啓発に取り組まれていることと存じます。

本協議会も参画する公正採用・雇用促進会議では、学生からの問題事象報告に対する具体的な対応方策として、「就職差別等についての報告書（問題事象報告様式）」を作成して、的確な問題事象の把握に努めるとともに、把握された問題事象についても、大阪府・大阪労働局・関係団体等と連携強化して迅速な解決に向け、取り組んでいるところです。

この「報告書」による平成元年度、令和2年度上期の問題事象の集計結果によると、面接時における本人の適性・能力に関係のない不適切な質問が24件報告され、そのうち、「家族状況」に関する質問等が最も多くなっています。また、男女雇用機会均等法に違反する発言の他に、応募書類・エントリーシート等において「家族に関すること」を記載させる等、就職差別につながるおそれのある個人情報把握する事象も見受けられます。

なお、現在「新型コロナウイルス感染症」の拡大により、大学等において対面授業の延期等を余儀なくされるなど、学生の就職活動に関連する行事にも影響が生じることが見込まれております。

貴団体におかれましては、このような現状を御認識いただくとともに今後とも、当協議会の取組みにも御理解いただき、会員企業に対しましても、学生への特段の御配慮と合わせましてより一層の公正な採用選考制度確立に向けた啓発・助言等にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【大就連とは】

大阪府内大学等就職問題連絡協議会（略称：大就連）は、大阪府内の国公立大学、短期大学、高等専門学校72校が加盟し、これら大学の就職担当部（課）長等をもって構成しています。

※令和3年度から「大阪府下大学等就職問題連絡協議会」は「大阪府内大学等就職問題連絡協議会」に名称変更をしました。

＜主な取組み＞

- 求人企業や経済団体に対する公正採用に向けた申し入れ
- 学生に対する「公正採用選考」に向けた啓発
- 学生からの問題事象報告の集約と、行政関係機関との連携による問題解決に向けた取組み、等

【大就連 事務局】

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 労政・労働福祉グループ

住所：〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階 電話：06-6210-9518

大阪府内大学等就職問題連絡協議会加盟大学等一覽

令和3年4月現在：加盟校数72校

◎国公立大学（4校）

大阪大学	大阪教育大学	大阪府立大学
大阪市立大学		

◎私立大学—四年制（45校）

追手門学院大学	大阪医科薬科大学	大阪音楽大学
大阪学院大学	大阪経済大学	大阪経済法科大学
大阪芸術大学	大阪工業大学	大阪国際大学
大阪産業大学	大阪歯科大学	大阪樟蔭女子大学
大阪商業大学	大阪体育大学	大阪電気通信大学
大阪大谷大学	関西大学	関西医科大学
関西外国語大学	関西福祉科学大学	近畿大学
四天王寺大学	摂南大学	相愛大学
帝塚山学院大学	常磐会学園大学	梅花女子大学
阪南大学	桃山学院教育大学	太成学院大学
桃山学院大学	大阪人間科学大学	大阪観光大学
平安女学院大学	関西医療大学	大阪成蹊大学
千里金蘭大学	羽衣国際大学	東大阪大学
大阪女学院大学	大阪青山大学	四條畷学園大学
藍野大学	大阪総合保育大学	大和大学

◎短期大学・高等専門学校（23校）

藍野大学短期大学部	大阪音楽大学短期大学部	大阪学院大学短期大学部
大阪キリスト教短期大学	大阪国際大学短期大学部	大阪城南女子短期大学
大阪女学院短期大学	大阪夕陽丘学園短期大学	大阪信愛学院短期大学
大阪成蹊短期大学	大阪千代田短期大学	関西外国語大学短期大学部学
関西女子短期大学	近畿大学短期大学部	堺女子短期大学
四條畷学園短期大学	四天王寺大学短期大学部	常磐会短期大学
大阪芸術大学短期大学部	東大阪大学短期大学部	平安女学院大学短期大学部
大阪健康福祉短期大学	大阪府立大学工業高等専門学校	

職業安定法「求職者等の個人情報の取扱い」について

第5条の4 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(次項において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。

ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

「求職者等の個人情報の取扱いについて」は次のことに注意して下さい。

○求人企業、職業紹介事業者、労働者派遣事業者などが対象となります。

○個人情報の収集の基本は、

- ・ 業務の目的の範囲内で収集すること。
- ・ 収集してはならない個人情報は、次のイ～ハです。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、家族の職業、収入、本人の資産などの情報、容姿、スリーサイズなど

ロ 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書など

ハ 労働運動、学生運動、消費者運動などに関すること

○個人情報を収集するには、

- ・ 本人から直接収集すること。
- ・ 本人以外から収集する時は、本人の同意を得たうえで収集すること。

○個人情報の保管、使用は、収集目的の範囲に限られます。

○個人情報の管理は、

- ・ 目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つこと。
- ・ 紛失、破壊及び改ざんを防止すること。
- ・ 第三者からのアクセスを防止すること。
- ・ 必要が無くなれば破棄または削除すること。

○違反したときは、改善命令や罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が適用される場合があります。

【「求職者等の個人情報の取り扱いについて(大臣指針)」平成24年厚生労働省告示第506号 第四より抜粋】

就職差別を未然に防止し、公正な採用選考を図るためには、法律を遵守するだけでよいというものではありません。

従来から、公正な採用選考について、事業主のみなさまにご理解とご協力を要請してきた趣旨を十分にご認識いただき、今後とも、公正な採用選考システムの確立が図られるよう、さらに積極的な取り組みをお願いします。